

第71回全国人権・同和教育研究大会

分科会「討議課題」



第1分科会 人権確立をめざす教育の創造

部落問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざす教育をどう創造しているか

私たちは、子どもをめぐる差別の現実から深く学びながら、すべての子どもたちが、部落問題を科学的に認識し、さまざまな人権問題を科学的に認識し、その解決にむけた、意欲と実践力を高

めることをめざしてきました。

しかし、今日、さまざまな状況にある子どもたちが「いのち」「こころ」「からだ」の危機を訴えています。そこには差別の現実が深く横たわっています。だからこそ、私たちは、一人ひとりの子どもの生活実態を丁寧に把握し、生活の課題を明らかにしなければなりません。そのためには、乳幼児教育から高校教育に至るまでのすべての教育活動の中で、子どものくらしの現実を丁寧に見つめ、豊かな感性や自己表現力を育み、なかまとともに生きる集団づくりの実践を進めることが大切です。そして、それを支えるために、学校・園・所と家庭・地域・関係諸機関を結び取るの重要さを確かめてきました。

部落問題学習は、部落問題の解決に向けて、自らはどのような生き方を問う、すべての人が、差別を許さない社会の創造に向けての生き方を培っていく学習として創造・実践されなければなりません。現在、部落問題への関心や科学的認識の低下が叫ばれる中、すべての学校・園・所で、部落差別を解消していくための教育内容の創造がきわめて大切です。そのために、被差別部落の労働・文化・差別に抗して生きた先人の思いや生き方を、子どものくらしの現実につなぎ、さまざまな立場の子どもが自らの立場を深く見つめ、差別をなくすなかまとしてつながっていく実践がますます重要です。

それは、部落問題だけでなく、すべての人権問題についても重なることです。

「特別の教科 道徳」については、個人の尊厳を軸とする憲法の理念に基づいた人権をふまえた「道徳」にすることが大切です。「心がけ」や「思いやり」にせず、多様性と人権尊重を基調とした主体的に「問い、考え、議論する」道徳を進めていきたいと思います。

これまで積み上げてきた人権・部落

問題学習を生かして、部落差別をはじめあらゆる差別を許さない生き方を育みましょう。そして、「国連人権諸条約」「人権教育・啓発推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」などを具体化する取組ともつなぎながら、子どもたちにとって最善の利益となる教育条件を保障し、反差別の教育内容を深化・発展させ、すべての子どもたちに「生きる力」を育てていきたいと思います。



① 子どもたちをとりまく差別の現実を明らかにし、子どもたち一人ひとりが部落問題をはじめとする人権問題を、自分の課題に結びつけることができる教育内容の創造に、どう取り組んでいるのかを明らかにしよう。

② すべての子どもたちがともに生き、ともに育つための教育実践を、人権確立をめざす「集団づくり・なかまづくり」の課題と結合させて、どのように創造したのかを明らかにしよう。

③ 実践をとおして、保育者・教育者が何を学び、どのように変容していったのか、そしてそのことが子どもたちの変容にどうつながったのかを明らかにしよう。

④ 保育・教育条件の現状を見つめ、どのように高めていくかを明らかにしよう。

⑤ 学校・園・所間の連携や学校・園・所と家庭・地域・関係諸機関とのネットワークを通して、子どもたちの「育ち」をどのように支え、引き継いでいるのかを明らかにしよう。

⑥ 個人の尊厳を軸とする憲法の理念に基づいた人権教育が、教育の基盤として保育・学校教育の中で確立され、継承されているかを明らかにしよう。

第2分科会 「自主活動」

子どもたちの自主的な活動と学習を、どのように保障しているか

子どもたちの自主的な活動と学習を、どのように保障しているか

自主活動は、差別からの解放をめざし、被差別の立場の子どもたちをはじめ、すべての子どもたちの自立を促すことで、子どもたち自身が自分のおかれていく社会的立場を自覚し、反差別の集団を築くことを大切にしてきました。

子どもたちの自主的な活動や組織づくりを保障・支援するためには、思いや願いを出し合える「なかまづくり」が必要です。そのためには、子どもの生活を深く見つめ、かすかなサインをも見逃さない感性が大切です。私たちの自己変革を通して、取組の方向性を共有する教育者集団の確立が求められます。そして、管理や保護の対象としてきた子どもを「権利を持つ主体」として位置づけることのできる学校・学級に創りかえていくことも大切です。

また、学校・園・所と地域・家庭・関係諸機関の連携に根ざした活動や協働作業は、お互いが集団の中でかけがえのない存在として生きていることの自覚につながります。

部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない主体者として生きる子どもたちの自主的な活動と学習を支援し発展させていきたいと思います。

① 子どもたちや親をとりまく差別の現実から何を学び、どのように教育課題につなげてきたかを明らかにしよう。

② 子どもたちの自主活動をどのように組織してきたか、人権確立にむけて

どのような課題が明らかになったかを
交流しよう。
③ 子どもたちがなかまとしてつなが
る自主活動をとおりて、個々の子ども
や集団がどう変わっていくような展
望をもてたのかを明らかにしよう。
④ 「子どもの権利条約」の理念を具
体化するための学校・園・所や地域・家庭・
関係諸機関の役割について課題を明
かにしよう。

第3分科会

進路・学力保障

子どもたちの未来を拓く進路・学力
保障をどう進めているか

私たちは、「進路保障は同和教育の総
和である」ととらえてきました。進路
保障は、単に進路を決定することでは
なく、子どもたちが、差別を許さず差
別に負けない力、なかまとともに未来
を切り拓いていく力などを獲得するた
めの道すじや機会を保障する取組です。
その重要な柱として、学力保障の取
組を進めてきました。学力保障では、
子どもたちが自分自身を深く見つめる
こと、「学ぶことの意義を実感しながら」
学習や生活に意欲を持つこと、自己表
現力を高めること、自尊感情を育むこ
と、自分の生き方を豊かに創りあげてい
くことをめざしてきました。そのため
は子どもたちが多様な進路や生き方を
選択できる力を身につけることをめざ
した授業や学校づくりに取り組むこと
が大切です。

そうした取組を創る中で教職員自ら
が子どものくらしの現実や保護者の思
いから学び、差別の現実や背景を明ら
かにし、自らを振り返り、問い直して
いくことが大切です。

部落の子どもたちや障害のある子ども
たち、外国につながる子のある子ども
たちなど、被差別の子どもたちを中心
に就学保障や就労保障に取り組んでき
ました。その取組を、被差別の立場にあ
る社会的マイノリティの子どもたちの
進路保障の取組に普遍化させていくこ
とが求められます。また、頻発する自
然災害に被災した子どもたちについて
も、修学を保障するための支援のあり
方について、調査と具体的な方策の検
討が必要です。

そして、地域や家庭、関係機関と連
携し、学校・園・所の一貫した取組の
中で、生きて働く力やその力を獲得し
ていく道すじを明らかにし、追求して
いきます。

① 被差別の子どもたちの進路をめぐ
る現実やその背景をとおりして、私
たちの課題を具体的に明らかにしよう。
② 「低学力傾向」「いじめ」「不登校」
などの現実をみずえ、保・幼・こども園・
小・中・高を通じて、子どもたちが生
き生きと学び生活していくための授業
や学校づくりを追求しよう。
③ すべての子どもたちが、学校や地
域での活動をとおりして、反差別の価値
観でつながりあい、なかまとともに自
らの生活・進路をどう切り拓いてい
るかを明らかにしよう。
④ 「統一応募用紙」制定の意義に深く
学び、その趣旨の徹底とその精神をあ
らゆる場においてどのように具現化し
てきたかを明らかにしよう。
⑤ 進路保障の態勢を確立していくた
めに、被差別の子
どもたちの現状を明
らかにし、あるべき
奨学金制度をめざ
すとともに、「権利
としての奨学金」の
学習を交流・討議し
よう。



第4分科会

人権確立をめざすまちづくり

地域の教育力・子ども会活動・啓
発活動・学習活動・識字運動・文化
創造

部落問題をはじめとするさまざまな
人権問題の解決をめざすまちづく
りをどう進めているか

本分科会では、部落問題をはじめと
するさまざまな人権問題の解決をめざ
した多様な実践活動について論議を深
めていきます。地域に存在する差別の
現実と向きあい、それを解消していく
ための取組として、私たちは、地域の
教育力の創造、子ども会活動、地域ぐ
るみの子育て・教育活動、生活課題と
むすびつづいた啓発活動や、住民主体
住民相互の学習活動、地域における識
字運動・文化創造に取り組んできました。
それらは、地域の中での人権確立をめ
ざすネットワークづくりであり、まち
づくりであることを確かめながら交流・
討議を進めていきます。

人権確立をめざすまちづくりとは、
さまざまな立場にある人々が、自らの
「生きがい」「学びがい」「働きがい」を
実感し、同時に自他のちがいと人間と
しての尊厳を認めあえる共生社会を築
くことです。そのためには、研修・情
報提供・広報活動等を通して、差別を
許さない社会的な雰囲気をつくること
と、くらしや行動につながる啓発活動
をすすめる、住民が集い学ぶことがで
きる場をつくることや、学んだことを次
の世代に伝えることが大切です。行政・
学校・園・所・地域活動団体・企業・
マスコミなど、さまざまな立場の人や
組織が、どのようにつながりあい、取

組を進めているかを交流し、討議を深
めていきます。

① 被差別部落の子どもたちをはじめ、
すべての子どもたちが自己の社会的立
場を自覚し、差別撤廃・人権確立をめ
ざす主体的な人間として生きる力を高
める取組が、学校教育や社会教育との
連携の中で、どのようになされてきた
のかを明らかにしよう。
② 部落解放子ども会活動など地域に
広がる活動を、すべての子どもたちの
活動にどのように広げていくのかを明
らかにしよう。
③ 部落問題をはじめとするさまざま
な人権問題の解決をめざして、医
療、行政、学校・園・所、住民、PTA、
社会教育団体、マスコミ、企業、労働
組合、宗教界、市民団体、NPO等が
連携しながら、どのように啓発活動や
学習活動を展開しているのかを明らか
にしよう。
④ 識字学級、夜間中学、定時制・通
信制高校、日本語学級などの実践を交
流し、ネットワークづくりをすすめる
学びをとりもどし、生活にいかす運動
をどのように進めているかを明らかに
しよう。
⑤ 差別の中を生きて抜いてきた人々の
歴史・芸能・伝承・仕事などのさまざ
まな文化の豊かさをどのように掘り起
こし、引き継いできたかを交流しよう。
また、それらの文化を担い、差別に立
ち向かってきた人々の生活の中にある
自信や誇りをどのように見出し、き
たかを明らかにしよう。
⑥ 「人権教育・啓発推進法」をいか
し、「障害者差別解消法」「ヘイトスピ
ーチ解消法」「部落差別解消推進法」の
具体化をめざして、地域の教育力を高め
まちづくりをどのように進めているか
を明らかにしよう。